用語の解説

医療施設の種類

病　　院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの

一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

病院の種類

精神科病院　精神病床のみを有する病院

一 般 病 院　上記以外の病院（平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核療養所も除く。）

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（「医療法」（昭和23年法律第205号）第４条）

医育機関

「学校教育法」（昭和22年法律第26号）において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

病床の種類

精 神 病 床　精神疾患を有する者を入院させるための病床

感染症病床　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床

結 核 病 床　結核の患者を入院させるための病床

療 養 病 床　病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一 般 病 床　精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

介護療養病床　療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

開　設　者

表章にあたって次の26種類に区分し、病院については医育機関を再掲した。

01　国（厚生労働省）

厚生労働省が開設する施設

02　国（独立行政法人国立病院機構）

「独立行政法人国立病院機構法」（平成14年法律第191号）第３条の規定による法人が開設する施設

03　国（国立大学法人）

「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）第１条の規定による法人が開設する施設

04　国（独立行政法人労働者健康安全機構）

「独立行政法人労働者健康安全機構法」（平成14年法律第171号）第３条の規定による法人が開設する施設

05　国（国立高度専門医療研究センター）

「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」（平成20年法律第93号）第３条の規定による法人が開設する施設

06　国（独立行政法人地域医療機能推進機構）

「独立行政法人地域医療機能推進機構法」（平成17年法律第71号）第３条の規定による法人が開設する施設

07　国（その他）

国及び国に準ずるものが開設する施設で、上記「01　厚生労働省」から「06　独立行政法人地域医療機能推進機構」以外の施設

08　都道府県

都道府県が開設する施設及び「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第284条第２項に規定する都道府県一部事務組合の開設する施設

09　市町村

市町村が開設する施設及び「地方自治法」第284条第２項に規定する市町村一部事務組合の開設する施設

10　地方独立行政法人

「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第２条の規定による法人が開設する施設

11　日赤

日本赤十字社が開設する施設

12　済生会

社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する施設

13　北海道社会事業協会

社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する施設

14　厚生連

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が開設する施設

15　国民健康保険団体連合会

「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）第83条の規定により設立した法人で、同法第84条の規定により都道府県知事の認可を受けた国民健康保険団体連合会が開設する施設

16　健康保険組合及びその連合会

「健康保険法」（大正11年法律第70号）の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する施設

17　共済組合及びその連合会

次に掲げる各共済組合及びその連合会等が開設する施設

１　「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号）第３条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会

２　「地方公務員等共済組合法」（昭和37年法律第152号）第３条の規定により設立された地方公務員等共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等）及び同法第27条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会

３　「私立学校教職員共済法」（昭和28年法律第245号）第２条の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団

18　国民健康保険組合

「国民健康保険法」第13条の規定により設立された国民健康保険組合で、同法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第３条第２項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する施設

19　公益法人

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）第２条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する施設

注：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）により認可された一般社団法人又は一般財団法人は「25 その他の法人」とする。

20　医療法人

「医療法」第39条の規定に基づく医療法人が開設する施設

21　私立学校法人

「私立学校法」（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人が開設する施設

22　社会福祉法人

「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第22条の規定による法人で、同法第32条の規定により所轄庁の認可を受けた社会福祉法人が開設する施設

23　医療生協

「消費生活協同組合法」（昭和23年法律第200号）第４条の規定による法人で、同法第10条第１項第６号に定める事業を行う医療生協が開設する施設

24　会社

会社が、都道府県知事から開設許可（医療法第７条）を受けた施設

25　その他の法人

上記「19　公益法人」から「24　会社」以外の法人（宗教法人等、民法以外の特別法の規定により設立された法人）が開設する施設

26　個人

個人が開設する施設

公的医療機関

「医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示」（昭和26年厚生省告示167号）の規定に基づく施設

二次医療圏

医療法の規定により都道府県において設定される区域（概ね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域

在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者

新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が２つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

１日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

※令和５年は365日

１日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{（月間日数 × 月末病床数）の１月～12月の合計}} \times 100$$

月末病床利用率

$$\frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

平均在院日数

$$\frac{\text{年(月)間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年(月)間新入院患者数} + \text{年(月)間退院患者数})}$$

療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年(月)間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年(月)間新入院患者数} + \text{年(月)間}\begin{array}{l}\text{同一医療機関内の他の}\\\text{種別の病床から移された患者数}\end{array} + \text{年(月)間退院患者数} + \text{年(月)間}\begin{array}{l}\text{同一医療機関内の他の}\\\text{種別の病床へ移された患者数}\end{array}\right]}$$

介護療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年(月)間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年(月)間新入院患者数} + \text{年(月)間}\begin{array}{l}\text{同一医療機関内の介護療養病床}\\\text{以外の病床から移された患者数}\end{array} + \text{年(月)間退院患者数} + \text{年(月)間}\begin{array}{l}\text{同一医療機関内の介護療養病床}\\\text{以外の病床へ移された患者数}\end{array}\right]}$$

病院－病床の種類

病院の病床の分類は、下記のとおりである。

①精神科病院
②一般病院（③＋④）
　③療養病床及び一般病床のみの病院（⑧＋⑨）
　④その他の一般病院（⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨）
　　⑤精神病床
　　⑥感染症病床
　　⑦結核病床
　　⑧療養病床
　　⑨一般病床
　　⑩介護療養病床（⑧の再掲）
⑪地域医療支援病院（再掲）

開設者における分類区分

大　分　類	中　分　類	小　分　類
国 01　02　03　04　05　06 07	国（厚生労働省） 01	01　国（厚生労働省）
	国（その他） 02　03　04　05　06　07	02　国（独立行政法人国立病院機構） 03　国（国立大学法人） 04　国（独立行政法人労働者健康安全機構） 05　国（国立高度専門医療研究センター） 06　国（独立行政法人地域医療機能推進機構） 07　国（その他）
公的医療機関 08　09　10　11　12　13 14　15	都道府県 08	08　都道府県
	市町村 09	09　市町村
	地方独立行政法人 10	10　地方独立行政法人
	その他の公的医療機関 11　12　13　14　15	11　日赤 12　済生会 13　北海道社会事業協会 14　厚生連 15　国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体 16　17　18	社会保険関係団体 16　17　18	16　健康保険組合及びその連合会 17　共済組合及びその連合会 18　国民健康保険組合
	公益法人 19	19　公益法人
医療法人 20	医療法人 20	20　医療法人
	その他の法人 21　22　23　25	21　私立学校法人 22　社会福祉法人 23　医療生協
	会社 24	24　会社 25　その他の法人
個人 26	個人 26	26　個人
その他 19　21　22　23　24　25		
	医育機関（再掲） 27	27　医育機関（再掲）